

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障がい福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藍住町は、障がい福祉に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析しこのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藍住町長

## 公表日

令和6年9月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい福祉に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定により、次の事務について特定個人情報ファイルを使用する。  ①身体障害者手帳及び知的障害者手帳交付に関する事務 ②自立支援医療に関する事務 ③障がい福祉サービスに関する事務 ④障がい児通所支援に関する事務 ⑤自立支援補装具の支給に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい福祉台帳ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表 9、20、21、50、51、117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報提供の根拠 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155の項 ・情報照会の根拠 14、15、16、20、37、75、144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	藍住町福祉課
②所属長の役職名	藍住町福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	藍住町総務課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	藍住町福祉課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3114

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	I 1. ②事務の概要	なし	児童福祉法	事前	
平成28年11月7日	I 1. ②事務の概要	①身体障害者手帳交付に関する事務	①身体障害者手帳及び知的障害者手帳交付に関する事務	事前	
平成28年11月7日	I 1. ②事務の概要	⑤地域生活支援事業に関する事務	なし	事前	
平成28年11月7日	I 1. ②事務の概要	⑦障がい児通所サービスに関する事務	⑤障がい児通所支援に関する事務	事前	
平成28年11月7日	I 1. ③システムの名称	障がい福祉サービスシステム	福祉総合システム	事前	
平成28年11月7日	I 1. ③システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	団体内統合宛名システム	事前	
平成28年11月7日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 第15、20～23、26、53、56の2、57、87、108～110、116項	番号法第19条第7号 別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・別表第二における情報照会の根拠 10、11、12、16、20、53、108、109、110の項	事前	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	項目なし	項目追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律、知的障害者福祉法、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定により、次の事務について特定個人情報ファイルを使用する。	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定により、次の事務について特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和6年9月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①身体障害者手帳及び知的障害者手帳交付に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ③自立支援医療に関する事務 ④障がい福祉サービスに関する事務 ⑤障がい児通所支援に関する事務 ⑥自立支援補装具の支給に関する事務	①身体障害者手帳及び知的障害者手帳交付に関する事務 ②自立支援医療に関する事務 ③障がい福祉サービスに関する事務 ④障がい児通所支援に関する事務 ⑤自立支援補装具の支給に関する事務	事後	
令和6年9月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8、12、34、84の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表 9、20、21、50、51、117の項	事後	
令和6年9月3日	I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・別表第二における情報照会の根拠 10、11、12、16、20、53、108、109、110の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報提供の根拠 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155の項 ・情報照会の根拠 14、15、16、20、37、75、144、145、146の項	事後	
令和6年9月3日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	藍住町総務課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111	藍住町総務課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124	事後	
令和6年9月3日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	
令和6年9月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数)	令和1年6月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月3日	IVリスク対策 特定個人情報ファイルの取扱	4.[ <input checked="" type="checkbox"/> ]委託しない	4.[ <input type="checkbox"/> ]委託しない	事後	